

## 熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置

(昭和 39 年 10 月 24 日告示第 699 号)

改正 平成 19 年 10 月 24 日告示第 906 号 平成 22 年 5 月 6 日告示第 524 号

不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和 39 年政令第 5 号)第 3 条第 1 項の規定により、熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所を熊本県企画振興部地域振興課内に設置する。

### 改正文 抄

- 1 平成 18 年 8 月 23 日から施行する。

### 改正文(平成 19 年 10 月 24 日告示第 906 号)抄

- 1 平成 19 年 10 月 24 日から施行する。

### 改正文(平成 22 年 5 月 6 日告示第 524 号)抄

- 1 平成 22 年 5 月 6 日から施行する。